

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 1 1 条 病院に、探索医療センター、医療情報部、 地域ネットワーク医療部、治験管理センター、医 療安全管理部、総合臨床教育・研修センター及び <u>診療報酬業務センター</u>を置く。</p> <p>2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、病 院長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 1 1 条 病院に、探索医療センター、医療情報部、 地域ネットワーク医療部、治験管理センター、医 療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、<u>診 療報酬業務センター及びがんセンター</u>を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。</p>